

ポザドフスキの「結集」社会政策・続

山 田 高 生

- 一 はじめに
- 二 プロイセン結社法の改正とホーエンローエ法
- 三 ホーエンローエからビューローへ
 - (1) 新宰相ビューローとポザドフスキ
 - (2) 一二、〇〇〇マルク事件
- 四 新通商条約の成立とポザドフスキ
- 五 結び

一 はじめに

一八九七年七月一五日のミーケル (Johannes von Miquel, 1828-1901) のいわゆる「結集」演説⁽¹⁾は、その翌年に迫った帝国議会選挙にむかって、社会民主党の進出を阻止するべく保守主義の農業階級からブルジョア階級と労働者

ポザドフスキの「結集」社会政策・続

階級にいたるすべての「生産階級」を「結集」すべしという構想を打ち上げたものであり、ポザドフスキ (Arthur Graf von Posadowsky-Wehner, 1845-1932) もミーケルの片腕としてこれを実践するという使命を担って帝国の内務省長官に就任した⁽²⁾。しかし実際のところは、一八九八年の帝国議会選挙では社会民主党の進出を阻止することが出来なかったばかりでなく、労働組合の団結権を否認しようとする意図をもったいわゆる「懲役法案」も議会内外の批判にあつて廃案に追い込まれ、ミーケル・ポザドフスキの「結集」構想は必ずしも順調にすべりだした訳ではなかった。しかし他方で、慢性的農業不況にあえぐユンカー階級と帝国主義的海外進出をもくろむ大ブルジョアジーは、それぞれの経済的な利益追求の観点から、第一次・第二次艦隊法と新通商条約の締結による保護関税引き上げに向かって「結集」の動きを開始した。ドイツ帝国の内政問題の責任者たる内務省長官に就任したポザドフスキにとって、このようなユンカー階級と大ブルジョアジーの露骨な階級利益の追求は、決して反社会民主党闘争という「大義」への「結集」政策ではなかった。むしろポザドフスキは、増大しつつある社会民主党と労働組合にたいし、もはやビスマルク流の、またヴィルヘルム二世好みの抑圧政策では対処出来ないことを認識しようともせず、ただ自己の階級利益の追求に明け暮れる支配階級にたいし、自らもその支配階級の一員として強い危機感を抱いていた。一八九七年暮のポザドフスキの帝国議会演説に示された最初の社会政策発言の背後に、このような危機意識が伏在していたであろうことは否定できない。前稿⁽⁴⁾において、私は、このポザドフスキの最初の社会政策演説を紹介し、ついで彼の社会政策的実践としての「社会保険法」改正の試みを分析することによって、階級利益を越えた国家利益の観点のもとで実務的な改正を目指す官僚政治家ポザドフスキの社会政策の特徴を明らかにすることに努めたが、本稿では、これに引き続いて、彼の社会政策的転向を象徴するもう一つの

実践である「プロイセン結社禁止規定」の廃止をめぐる動きと、さらにその後が生じた帝国宰相の交代（ホーエンローエからビュローへ）とそのもとで展開された新通商条約の締結交渉を考察の対象として取り上げたいと思う。

(1) Schultness' Europäischer Geschichtskalender, Neue Folge 13. Jahrgang 1897, München 1898, Kraus Reprint 1977, S. 112/113. 拙稿「ボザドフスキと結集政策」(ドイツ一八九七—一九九)成城大学『経済研究』第一〇〇号(昭和六三年七月)四〇—一ページ、注(1)参照。

(2) ボザドフスキは、選挙の数日前に日刊紙『十字新聞(Kreuzzeitung)』に掲載されたある「有力政治家」宛の彼自身の手紙のなかで、社会民主党が国家とブルジョア社会に直接的な威嚇を与えている指摘し、この危険から守るために、政治的に対立の立場にある政党も「革命的社會主義にたいする閉じられた戦線」という義務に従うことを要求した。さらに、ボザドフスキは、社会民主党にたいするブルジョアの統一戦線を形成しようという呼びかけに続いて、次のように述べた。「すべての階級の福祉のために、次の帝国議会は、わが国の生産階級の大きな一般的利益を積極的に促進することが出来る安定多数を確保しなければならない。この目的のために、帝国議会は、政府にたいし、国際競争力の困難な問題の準備と決定の際に、確固たる後楯を提供しなければならない。そして、国内の生産の状態、とりわけ現代の発展によって疑いもなく危険にさらされた生産階級の、つまり、農業と中産階級の状態について予断なしの——政治的顧慮の影響を受けない——吟味を行うよう決意しなければならない。」(Ibid., 14. Jg., 1898, S. 131)

(3) 一八九八年の帝国議会選挙の結果は、保守党が七二議席(一八九三年選挙)から五六議席へと後退したのにたいし、社会民主党は四四議席から五六議席へと八議席の増加を示した。そのほかに、この選挙で目立ったのは、中央党が九六議席から一〇二議席へと新たに六議席を獲得したことと、その他小政党の増加であった。(Hohorst, G.,

ボザドフスキの「結集」社会政策・続

Kocka, J., Ritter, G. A., Sozialgeschichtliches Arbeitsbuch II—Materialien zur Statistik des Kaiserreichs 1870-1914, München 1975, S. 174-5.)

(4) 拙稿「ボザドフスキと「結集」社会政策」成城大学『経済研究』第一〇三号二七—四八ページ。

二 プロイセン結社法の改正とホーエンローエ法

ビスマルクの失脚（一八九〇年）以後、ドイツ社会民主党は飛躍的な発展を遂げ、また社会民主党系の自由労働組合も、九〇年代前半の不安定期を経て、その後は急速な組織拡大に向かった。社会民主党と自由労働組合は、第一次大戦に向かうドイツ帝国の政治の展開のなかで、いわば「国家のなかの国家」として帝国政治を規定するまでに成長した。第二帝政期の支配階級となったユンカー農業・保守階級にとっても、またその支配のもとで経済的利益追求に明け暮れるブルジョア階級にとっても、社会主義的労働運動の拡大は、自らの支配的地位を脅かすと感じられるほどの大きな脅威であり、それを防止するために社会主義者鎮圧法をはじめとして種々な抑圧の方法が試みられた。労働組合にたいする社会主義者の影響を排除するために社会主義者の国外追放を定めた社会主義者鎮圧法は、確かにビスマルク時代を通じて猛威を振るったが、しかし結局は十分な成果を上げることが出来ないまま一八九〇年には廃止された。一八九〇年以降は、少なくとも帝国政治のレヴェルでは、むしろこうした直接的に社会主義者の弾圧を目指した法律よりも、営業条例第一五三条の強化による労働組合の取締りの方に力点が置かれるようになってきた。営業条例第一五三条は、もともと労働組合への労働者の強制加入を禁止した条項であったが、一八九五年の「転覆法案」及び一八九八年の「懲役法案」といわれる改正案では、これに違反

した者を刑事罰に処するとして、労働組合を規制するための例外立法を目指したのであった。こうした改正案は、明らかに一八九〇年以降の、とりわけ一八九五年以降の社会主義的な労働組合運動の高まりにたいする支配階級の危機感を表していたが、しかし結局は、両方とも議会内外の社会主義者及び自由主義者たちの猛反対にあり、帝国議会の承認を得られぬままに廃案となったのであった。丁度「転覆法案」の廃止直後の時期は、保守派の支配階級グループの間で社会民主党と労働組合運動にたいする危機感がピークに達したが、こうした状況を背景にして、プロイセンでは一八九七年五月一二日に、カイザーのイニシャティブのもとでプロイセン政府によって、邦議会にたいし「集会と結社の規定の補充と変更に関する法案」(プロイセン結社法改正案)が提案された⁽¹⁾。

もともとプロイセン結社法は、一八四八/九年革命後の反動期に政治的集会や結社を官憲的監視下におくという治安維持の目的で設けられ、その規定によると、第一条 政治的集会の届出制、第二条 政治結社の定款・メンバーの届出義務、第三条 政治結社の会合の届出制、第四条 政治集会への警察官もしくは公安委員の立入権、第五~七条 政治集会の解散命令権と解散、第八条 a 政治結社への婦人・学生・徒弟の加入禁止、第八条 b 他の政治団体との連絡禁止、第九条 屋外集会の許可制等が定められていた。しかし実際には、そうした政治運動の枠をはるかに越えて拡張適用され、しばしば労働組合運動を規制し取り締まるための法的根拠として利用された。第一次大戦前のドイツでは、労働組合は、帝国營業条例第一五二条一項の「団結の自由 (Koalitionsfreiheit)」の規定によって一応はその存在を認められてはいたが、しかしその二項では、組合脱退の自由が確保され、またこれとの関連で、上述したように、第一五三条では組合への強制的加入が禁止されるという具合に、労働組合は決して法的保護のもとにはなく、むしろ常に当局の取締りの対象と見なされていた。従って「転覆法案」の

挫折と「懲役法案」の提出を背景に持つ一八九七年のプロイセン結社法の改正は、従来も実質的には邦レベルで行われていた社会主義者及び労働組合活動の弾圧をさらに強化しようとする狙いを持つものであった。改正案によれば、その第一条では集会について、第三条では結社について、「刑法に違反するか、あるいは、公共の安全、とりわけ国家の安全、あるいは公共の平和を危険にさらすような」場合は、警察によって解散させられる。そのほかに、青少年の政治的集会と結社への参加が禁止されねばならない。このような取締り規定とその弾力的運用によって、この法律は社会主義者鎮圧法さえも越えるものであり、それが成立したときには、労働運動にたいする警察の恣意を完全に合法化することになる。このような意味合いから、これは「小社会主義者鎮圧法 (Kleines Sozialistengesetz)」とも呼ばれた。⁽³⁾従って、もしこの法律をプロイセン邦で受け入れるようなことになるならば、プロイセンの帝国内における主導的地位からして、全ドイツの市民的・民主的な権利としての労働組合の団結権と集会権が致命的に脅かされることになるであろうことは疑いなかった。こうした危機感を反映して、直ちに議会外の大衆運動が組織された。ベルリンの労働者は、早速五月二〇日に市内一四ヶ所で大規模の大衆集会を開き、この法律に反対する抗議運動を起した。運動はプロイセン邦の各地に波及し、そこにはブルジョア政党である国民自由党や自由思想家連合等も参加し、社会民主党との共同の抗議運動となった。その後この法案は、政治的集会和結社への婦人の参加禁止によってさらに強化され、そして五月三二日に、プロイセン邦議会の第一読会で採択された時、反対運動はますます激しくなった。六月九日は、ベルリンだけで三六の労働組合が抗議集会を開いて、反対を表明した。このような強力な大衆運動の圧迫のもとで、一八九七年七月二四日に、プロイセン邦議会は、わずかの差 (二〇九対二〇五票) で、この改正案を否決した。もはやプロイセン邦でも、たとえカイザーのイニ

シャティブで導入されたとしても、このような性格の法律の成立は困難になっていたのである。

他方、帝国政治のレヴェルでは、プロイセン結社法が廃案となった同じ月に、帝国内務省長官としてポザドフスキが任命され、労働組合の締付け強化を意図する営業条例の改正のための準備がすすめられた。しかしこれが「営業労働関係保護法案」(Gesetzentwurf zum Schutz des gewerblichen Arbeitsverhältnisses vom 6. April 1898)として帝国議会に上程されたときには、議会内外の反対勢力から「懲役法案」というあだ名を献ぜられ激しい批判を浴び、遂には廃案に追い込まれた⁽⁴⁾。帝国議会においてこの「懲役法案」の成立がほとんど不可能であるという見通しが濃厚となり、政府と議会の関係がいよいよ険悪化するなかで、ポザドフスキは議会諸政党との関係改善を摸索し始めていた。当時、国民自由党からプロイセン結社法の「結社連絡禁止」規定の廃止要求が出され、中央党からは労働者の職業組合に法的能力を与えよという要求が出されていたが、ポザドフスキは、宰相ホーエンローエ(Fürst Chlodwig zu Hohenlohe-Schillingsfürst, 1819-1901)とともに、これらの要求に応える方向で関係改善を図ろうとした。そこで彼らは、帝国議会において懲役法案の最終審議が行われていたさ中に、プロイセン結社法についてカイザーと話し合う機会を持ったが、その際ホーエンローエは、国民自由党と中央党から出されている要求を認めてほしい旨言上し、ポザドフスキがその理由説明を行ったと言われる⁽⁵⁾。それによれば、ポザドフスキは、政党の連絡禁止規定は今日の電信電話の時代には時代遅れになってしまったこと、数週間後に、つまり一九〇〇年一月一日に施行される民法典の結社規定によれば、社会政策的目的を追求するどの結社にたいしても行政官庁はその権利能力と結社登記簿への記入を拒否することが出来るようになるのだから、禁止規定を廃止しても差し支えないこと、プロイセン結社法によれば、労働者団体は政治結社と見なされ婦人の加入を禁止し

ているが、そのため多数の婦人労働者が有効に意見を表明するチャンスが妨げられていること等を説明した。カイザーは必ずしも廃止に賛成であった訳ではなかったようであるが、ホーエンローエは、これをしなければ艦隊法案の支持は失われ、廃案になる可能性もありうることを示唆して、カイザーの譲歩を迫った。結局カイザーもこれに屈して、結社連絡禁止規定の廃止に同意する旨を宰相に伝えた⁽⁶⁾。こうした政府内部の動きに対応して、一八九九年一月六日に国民自由党のバッサマン (Ernst Bassermann, 1854-1917) によって廃止の提案が出され、そして同じ日に、ホーエンローエは帝国議会において連邦参議院によるこの提案の承認を発表したのであった。翌七日には、帝国議会は第二読会と第三読会においてバッサマン提案を承認し、また連邦参議院も同日これにならった。かくして成立した法律は、バッサマンの提案と全く同一であり、通常は法律の発案者の名を冠して「バッサマン法」と名付けられる筈であったが、しかしホーエンローエがたまたまバッサマン提案と同日に連邦参議院の同意を得た旨発表したため、これは「ホーエンローエ法 (Die lex Hohentone)」と呼ばれることになった⁽⁷⁾。

これにたいし、中央党の要求する労働組合の法的地位の方は簡単には解決しなかった。もともと労働組合の法的地位に関する要求は、一八八五年と一八八七年のヒルシュ・ドゥンカー系労働組合の請願に始まるが、一八九〇年以降はほとんど毎年のように、中央党か自由思想家連合から労働組合に権利能力を賦与すべきであるという要求が帝国議会に提出されてきたのであった⁽⁸⁾。ところで、当時、労働組合が権利能力を獲得することが出来る案件は、民法第二二条と第五一七九条によって規定されており、登記された場合のみ権利能力を持つことができ、しかし他方で第六一条二項は、行政当局がある労働組合にたいし「公的な結社法に照らして認められないか、禁止されるとしたら、あるいは、それが政治的、社会政策的または宗教的目的を追求するならば」、つまりそ

のような認定が下された場合には、登記は認められないことになっていた。このような事情のもとでは、労働組合は組合の登記と権利能力を断念せざるを得ず、その結果土地や不動産を所有することが出来なかったため、組合活動に支障をきたすことがしばしばあったのである。こうした問題についてポザドフスキは、労働組合に権利能力を認めた場合、そこから生ずるメリットについて次のように述べている。「この種の組織された労働組合は、自らに課した義務にたいし財産法上も責任を負うようになるので、自分たちの要求を代弁する際には、個々の要求を代弁するためにたまたま集まった労働者大衆よりも、より慎重に、且つより用心深く行動するだろう」と。⁽⁹⁾ポザドフスキは、この問題について明らかに好意的な対応を見せたが、カイザーが難色を示したため、この時点では労働組合への権利賦与は実現することがなかった。ポザドフスキにとっても、問題として残されたままになったのであった。

(1) Entwurf eines Gesetzes zur Ergänzung und Abänderung von Bestimmungen über Versammlungen und Vereine vom 12. Mai 1897, in: Anlagen zu den Stenographischen Berichten über die Verhandlungen des Hauses der Abgeordneten (Preußen) während der IV. Session der 18. Legislatur=Periode 1896/97, Nr. 232, Berlin 1897, S. 2768-2772.

(2) Verordnung über die Verhütung eines die gesetzliche Freiheit und Ordnung gefährdenden Mißbrauchs des Versammlungs- und Vereinigungsrechts vom 11. März 1850 (Auszug), in: Ernst Rudolf Huber (Hrsg.), Dokumente zur Deutschen Verfassungsgeschichte, Bd. 1: Deutsche Verfassungsdokumente 1803-1850, Dritte neubearbeitete und vermehrte Auflage, Stuttgart 1961, S. 519-521. 西谷敏『マイン労働法史論』日本評論社、1

ポザドフスキの「結集」社会政策・続

ボザトフスキの「結集」社会政策・続

九八七年、一四一ページ以下参照。

- (3) 以下に同じくは、vgl. Sachwörterbuch der Geschichte Deutschlands und der deutschen Arbeiterbewegung, Bd. 1, Berlin 1969, S. 933-4.
- (4) 拙稿「ボザトフスキと結集政策（ドイツ一八九七—一九九）」成城大学『経済研究』第一〇〇号（昭和六三年七月）五三—四ページ参照。なおこの時期の労働組合の団結権問題をめぐる議論に同じくは、vgl. Verhandlungen der am 25. September 1897 in Köln a. Rh. abgehaltenen Generalversammlung des Vereins für Sozialpolitik über die Handhabung des Vereins- und Koalitionsrechts der Arbeiter im Deutschen Reiche, Schriften des Vereins für Sozialpolitik, LXXVI, Leipzig 1898, S. 250-447. 手塚和彰「ドイツ第二帝政期と団結権——ヴァイマル団結法の起源と経過」（上）（下）『日本労働協会雑誌』第二三三三号（一九七八年七月）二二—二九ページ、第二三三四号（一九七八年九月）三四—四五ページ。なお、帝国議会における社会民主党議員と内務省長官ボザトフスキとの間の議論は、社会民主党の「フォアワールツ（Vorwärts）」出版局によって社会民主党員及び労働組合員の討議資料として小冊子にまとめられて出版された。（Graf Posadowsky und die Koalitionsfreiheit vor dem Reichstag, Verhandlungen des Deutschen Reichstags über den Erlass des Staatssekretärs des Innern vom 11. Dezember 1897 gegen angeblichen Mißbrauch der Koalitionsfreiheit, nach dem offiziellen stenographischen Bericht, Berlin 1898）
- (5) Karl Erich Born, Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz—Ein Beitrag zur Geschichte der innenpolitischen Entwicklung des deutschen Reiches 1890-1914, Wiesbaden 1957, S. 162.（鎌田武治訳『シュムペッター後の国家と社会政策』法政大学出版局、一九七三年、二三五ページ）
- (6) ホーエンローエの回想録の中に収録されている「ボザトフスキ・メモ（一八九九年一月一四日）」参照。Aufzeichnung Posadowskys (Berlin, den 14. November 1899), in: Fürst Chlodwig zu Hohenlohe-Schillingfürst,

Denkwürdigkeiten der Reichskanzlerzeit, herausgegeben von Karl Alexander von Müller, Neudruck der Ausgabe 1931; Deutsche Geschichtsquellen des 19. Jahrhunderts, herausgegeben von der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 28, Osnabrück 1967, S. 543-5. Peter Rassow und Karl Erich Born, Akten zur staatlichen Sozialpolitik in Deutschland 1890-1914, Wiesbaden 1959, S. 124.

(7) 一八九九年二月一日の帝国法(ホーエンローエ法)の第一条は、次のように定められた。「国内のあらゆる種類の結社は、相互に連絡を持つことが出来る。これに抵触する邦の規定は廃止される。」(P. Rassow und K. E. Born, op. cit., S. 128.)

(8) 労働組合の法的地位の確立を要求する運動に関する年表と資料については、vgl. *ibid.*, S. 148ff. なお、社会民主党と社会民主党系の自由労働組合は、そのような市民の権利能力になんら価値を置いていなかったばかりか、彼らは労働組合の財産法上の責任を明確に拒否していた。なぜなら、彼らはストライキのさいに、企業家が労働組合にたいし損害賠償の訴訟をおこすのにそれを利用してであろうと考えたからである。当時ドイツの裁判所は、しばしばストライキの予告を(刑法第二五三条により)「恐喝」とみなして刑罰の対象としたので、自由労働組合は、ストライキにたいする損害賠償訴訟でも裁判所が企業家に有利な判定を下すのではないか、そして企業家側は、組合の資産を奪うことによってストライキ能力を引き下げるために組合の財産法上の責任を利用するのではないかという危機感を抱いていたのであった(*Ibid.*, S. 149-50)。

(9) F. Ch. zu Hohenlohe-Schillingfürst, op. cit., S. 544.

三 ホーエンローエからビューローへ

(1) 新宰相ビューローとポザドフスキ

ポザドフスキは、一八九七年秋の会期の始まりに、彼自身の経済・社会政策のプログラムを帝国議会に提案する機会を持った。⁽¹⁾ 当時の帝国宰相ホーエンローエは、すでに高齢のため帝国議会における議論をリードする力を失っており、この仕事を新しい彼の代理人であるポザドフスキに委ねたため、彼は、老宰相の後楯にまもられた新任の内務省長官として、大いに力を発揮すべき地位に就いた。ポザドフスキの社会政策演説は、帝国議会のブルジョア諸政党によって好意を持って迎えられたし、また、懸案であった帝国保険法の改正、及びプロイセン結社の改正についても着実に成果を上げることが出来た。ホーエンローエとポザドフスキとは、その考え方において必ずしも同一ではなかったが、この時期に推進されたユンカー農業階級の露骨な階級利益政策にたいしては両者ともそれぞれなりに反感を抱いていたのである。しかしやがて一九〇〇年にホーエンローエが退陣するや、ポザドフスキはその後楯を失うことになり、政府内部でにわかには苦境にたたされる羽目になった。

かつてバイエルン首相を務めていた帝国宰相ホーエンローエとプロイセン王でありドイツ帝国の皇帝であるヴィルヘルム二世との間には性格上でも政治的意見の上でも基本的な相違が存在するが、しかしホーエンローエは官僚的精神からカイザー・ヴィルヘルム二世の計画に逆らったことは一度もなかった。カイザーは、ホーエンローエが高齢を理由に退任を申し出た時も、少なくとも一八九七年の時点ではそれを認めるつもりはなかった。シュミットによれば、カイザーはこの時は未だ宰相としてのホーエンローエの時代は終わっていないと考えて

いたが、しかしその一年後にかつてのローマ大使ビュロー (Bernhard von Bülow, 1849-1929) と親しく接触する機会を持った後には、彼の中に将来の宰相の第一候補を見出しと言われる⁽³⁾。外交官生活を通じて育て上げられたビュローのエレガントな態度、世慣れた様子、精神的弾力性がカイザーの心を捉えたであろうことは疑いないが、しかしその奥底では、この頃からカイザーの関心が内政問題から外交問題へ傾いていったことも看過されてはならない⁽⁴⁾。かくて一九〇〇年一月一七日に、年老いたホーエンローエの念願かなって退任の申し出が認められた時、カイザーは躊躇することなくビュローをその後任として考えた。ビュローの自伝によれば、カイザーがビュローに後継宰相の提案を打診した時、ビュローは何名かの候補者の一人として内務省長官ポザドフスキを推挙したが、カイザーは、ポザドフスキは外交政策についてはなにも理解していないし、単なる官吏にすぎないという理由から、この推挙を拒否した⁽⁵⁾。かつてポーゼンの邦知事にすぎなかった無名のポザドフスキを帝国の財務長官に取り立て、やがては内務省長官という内政の中枢ポストに据えたのは当時のカイザーの内政問題への強い関心を示すものであったが、今や転覆法案から懲役法案と二度の失敗を経験したカイザーが内政問題では思うような成果を上げることが出来ないと考え、その関心を急遽、外交・権力政策の問題に向けたのは無理もなかった。勿論カイザーは、ミーケルの「結集政策」のスローガンを承認し、社会民主党にたいする闘争を望んだが、しかし彼にとつて、結集政策は艦隊増強政策という形での外交政策における新しい権力基礎を作り出すための前提にすぎなかった。カイザーが目指したものは、ポザドフスキが望んだような内政改革の方向ではなく、新宰相ビュローと海軍省長官ティルピッツによって推進された強力な艦隊政策とそれによって裏付けられた外交政策であった。

ところで、ビューローの宰相就任後のある日、ホーエンローエはポザドフスキについて次のように述べた。「ビューローが宰相に就任したことで、悲しんでいるのはポザドフスキである。ポザドフスキは、官僚の全精神でビューローを憎んでいる」と。⁽⁶⁾ 実際のところ、ポザドフスキがビューローの宰相就任をどう捉えていたかを知らず資料はないが、しかしこの二人の国務長官はその経歴の点でも生活観の点でも大きな相違があったことは確かである。ビューローは、外交官としての経歴からも窺えるように、社交上手でエレガントな振舞いによって上流社会の人たちを魅了する才を持っていたばかりでなく、オプチミストであるとともに自信家であり、ドイツ帝国を「日の当たる場所」にしたいという強い意思を持っていた。これにたいしポザドフスキの方は、プロイセン官僚の伝統のなかで育ち、頭の頂上から足の先まで官僚の精神によって満たされた人物であった。彼は自分の管轄内の特殊問題を熟知し、帝国議会で答弁できるような細かな資料までこなす能力を持っていたばかりでなく、その時々々の課題を慎重に果たすことによって帝国官僚のナンバー2の地位まで這い上がったのであった。こうした二人の相違にも拘らず、ビューローは、宰相就任後、ポザドフスキに挨拶状を送り、その「すぐれた知識と力」を自分にも貸してくれるように協力を依頼した。⁽⁷⁾ 外交畑で育ってきた新宰相ビューローにとって、たとえライバルとみなされる男であろうと、ポザドフスキのような国内政治のエキスパートの協力と援助を確保することは必要であつたばかりでなく、またそのような挨拶状をライバルと目される人物に平気で送る神経は、ポザドフスキにはないものであつた。ポザドフスキはいえ、これまたあまりにもポザドフスキの対応であつて、彼は、「硬い、刺激的な手紙で、カイザー宛に解任願を」送付した。ビューローは、そのポザドフスキの「解任願」なるものを、自分の「回想録」のなかで引用している。⁽⁸⁾ 「陛下は、帝国宰相ホーエンローエ侯に解任を賜り、そし

てその後任としてビューロー侯を任命されました。私は、帝国宰相の代理としても、また内務省長官としても、解任願を提出すべきかどうかについて決定を申し出ることによって、自分の義務を果たしたく存じます。」これについてビューローは、次のようなコメントを付けている。⁽⁹⁾「もし私がこのピリッとした解任願に、賛成のコメントをつけて陛下に上奏したら、陛下はきっとポザドフスキを辞めさせていただける。……「しかし」私は、内務長官のこれまでの非常な大きな知識と活動力を国のために確保しておくことが自分の義務だと思った。それ故私は、ポザドフスキ氏と個人的に親しい友人であるリヒトホーヘン氏に電話をした。さらに私はカイザーに働きかけ、陛下が内務長官の辞任願を拒け、同時に慈悲深い電話を「ポザドフスキ氏に」かけてくださるよう努めよう。ポザドフスキ氏は今やその隠れ家から出てきて、私と一緒に重要な仕事についてほしいものだ。私くらい彼のことを認め、そして大変好意的に、かつ忠実に歓迎する宰相を見出すことは難しいだろう」と。このコメントは若干聞かせの感なしとはしないが、いずれにせよ結局はビューローの働きかけが功を奏して、ポザドフスキはそのまま内務省長官に留任することになった。しかしその後まもなく、議会との関係でビューローがいかにポザドフスキをこの地位にとどめておくことに価値をおいていたかを示す事件が発生した。

(1) 拙稿「ポザドフスキの「結集」社会政策」成城大学『経済研究』第一〇三号三〇一七ページ。

(2) ホーエンローエとポザドフスキの考え方の違いは、以下のエピソードがよく示している。それは、一八九八年の帝国議会の選挙運動の最中に発生したある事件についてである。その事件とは、同年の五月三日に、ホーエンローエがかねてから保守党との関係がよくない国民自由党代議士シェーナハイヒ (Prinz Heinrich Schönauich-Garolath) にたいし、選挙での応援と当選後の帝国議会での協力要請を依頼する電報を打ったことにはじまる (F. Ch. zu

ポザドフスキの「結集」社会政策・続

Hohenlohe-S., op. cit., S. 445)。この電報が、保守党の間では政府の反保守党的態度として受け止められ、不安と警戒心をかきたてることになったため、ポザドフスキとミーケルは、結集政策を推進する上で保守党の反撥を取り除くべく緊急に対応を取らざるを得ないと考えた。その時、たまたまホーエンローエはパリに出張中であったため、ポザドフスキとミーケルは、ホーエンローエの了解を得る余裕もなく、保守系の『十字新聞』に釈明の記事を出し、調整に努めた。彼らは、ホーエンローエが帰国後に事後的承認を得ようとしたが、ホーエンローエはこれを拒否して、次のように語ったと言われる。「私は、農業者と反ユダヤ主義の新聞が威嚇的なトーンで私を攻撃するのを見て以来、宥和声明を発表することを一層避けなければならぬと考えた。私は、このような人たちを恐れない。それを調整しようという試みは、意味のないものである」と。ホーエンローエは来るべき経済改革において農業のことを充分考慮しなければならないことは承知していたとしても、南ドイツの出身であるこの老宰相にとって保守党の利益政策の増長は喜ばしいことではなかったのである。ところがポザドフスキは、農業保守主義者の一方的な利益政策の要求にたいする「反対」という点ではホーエンローエと共有するものを持ってはいたが、しかし結集政策家としては、できるだけ保守党とブルジョア諸政党間の対立を取り除き、双方の有和的關係を確立しなければならぬと考えたのであった。このようなポザドフスキとミーケルの努力は、しかしホーエンローエの目からすると、せいぜい保守党の意を迎えることによって老宰相の地位を脅かす試みとしてみられたに過ぎなかったのである。だが、一八九八年夏の帝国議会選挙は、政府・与党側の敗北と社会民主党の躍進という結末をもたらしたため、両者の対立は表面に現れずにとどまった。Martin Schmidt, Graf Posadowsky—Staatssekretär des Reichsschatzamttes und des Reichsamttes des Innern 1893—1907, Halle 1935, S. 112f.

(3) Ibid., S. 115.

(4) Vgl. ibid., S. 116.

- (5) Bernhard Fürst von Bülow, Denkwürdigkeiten, Bd. 1, Berlin 1931, S. 374.
- (6) F. Ch. zu Hohenlohe-S., op. cit., S. 592.
- (7) B. F. v. Bülow, op. cit., S. 386.
- (8) Ibid., S. 386.
- (9) Ibid., S. 386-7.

(2) 一二、〇〇〇マルク事件

ビューローが宰相に就任した直後の一九〇〇年一〇月から翌年の二月までの五ヶ月間、大いに世論を沸かした一つの事件が発生した。それは当時一般に「一二、〇〇〇マルク事件 (12,000 Mark-Affäre)」と呼ばれた事件で、ボザドフスキにとってはその進退にかかわる大問題となった。以下に、この事件の概要を紹介しよう。

一九〇〇年一〇月二一日の「ライプツィヒ国民新聞」(社会民主党系)に、「ドイツ工業家中央連盟」総務部長ビュック (Henry Axel Bueck) 氏の署名入りの手紙が掲載された。⁽¹⁾

「ドイツ工業家中央連盟 御中

帝国内務省から私個人宛に次のような要請がなされた。それは、営業の労働関係の保護に関する法案を宣伝するために、一二、〇〇〇マルクを用立ててほしいというものであった。私は、この件を「ドイツ産業者」中央連盟の代表幹事である枢密顧問官イエンケ氏に伝えた。イエンケ氏は、この幾分奇妙な要求を拒否しないほうがよいと判断した。イエンケ氏はクルップ商会のための五〇〇〇マルクをその目的のために用立てた。

一八九八年八月三日 ベルリン

この手紙は、帝国内務省から「監獄法案」の宣伝費として、この法案の成立に特別の利益がある中央団体に二、〇〇〇マルクの調達が依頼され、それを代表幹事のイェンケ氏が認めたというものであり、帝国内務省と経済界との癒着を示す格好な材料を提供した。一九〇〇年一月二五日の社会民主党の機関紙『フォアヴェルツ』は、この手紙は「ひと握りの大資本家にたいする政府当局のあの永続的な依存関係を象徴しているに過ぎない」と評した⁽²⁾。社会民主党系の新聞ばかりでなく、自由主義左派、部分的には国民自由党の新聞でさえ、帝国内務省のやり方を非難し、遂には内務省長官ポザドフスキの責任追求にまで発展するほどの雲行きとなってきた。しかしそれにしても、もともとこの手紙が書かれたのは二年前のことであり、「監獄法案」もすでに廃案となり、再び提案されることがないことが明らかにこの時点で、誰がどのような意図をもってこの手紙を公表しようとしたのであろうか。勿論この手紙は、ポザドフスキの失脚を狙った陰謀であることは間違いないが、しかし他の右派政党や中央党はポザドフスキの責任を問題とするよりも、むしろもしポザドフスキがこのような陰謀の犠牲になったら、彼ら自身がどれほどの損失を蒙るかという観点から対応した。保守党は、ポザドフスキの社会政策的発言には必ずしも満足していなかったが、なおポザドフスキは農業の味方であるという意識を持っており、その失脚に賛成しなかった。これとは逆に、中央党は社会政策的理由からポザドフスキの退陣を望ましいとは考えなかった。中央党とポザドフスキとの関係は、とくに監獄法案が廃案になって以後急速に接近し、良好な関係が維持されていた。ポザドフスキは帝国議会との宥和策のなかでキャスティング・ボートを握る中央党との関係をとりわけ重視し、また中央党の側も、ポザドフスキは彼らを他のブルジョア政党と同等に扱ってくれるばかりでなく、ポ

ポゾドフスキの中に社会政策への積極的な情熱が認められるという理由から、ポゾドフスキを支持する態度をとってきた。このような事情から、事件当時、中央党の内部では大工業グループの陰謀説が聳かれたと言われる。大工業グループは農業保護関税と社会政策の実施を憎んでいたため、その両方の推進役であった内務長官の失脚を意図して、社会民主党系の新聞に故意に情報を流した、と言うものである。中央党は、ポゾドフスキを積極的に弁護し、そのまま留任させることをむしろ義務とみなしたほどであった。⁽³⁾

ところでポゾドフスキは、この手紙が公表された後、カイザーが自分を解任するのではないかという不安にかられて、ビューローのところへ急行した。ビューローは、この時、ポゾドフスキにたいしカイザーへのとりなしと議会での弁護を約束した。確かに就任したばかりの新宰相にとって、ポゾドフスキが失脚することにもなれば、経済改革の問題に精通し、あらゆる資料を駆使する有能な補佐役を失うばかりでなく、議会との関係を難しくすることになりかねないという危惧を抱いたとしても不思議ではなかった。ビューローは、この事件が討議された一九〇〇年一月二四日の帝国議会において、社会民主党サイドからの攻撃にたいしてポゾドフスキを弁護して次のように述べている。「私は、彼にたいするあらゆる攻撃にも拘らず、その優れた作業能力、その作業経験、その知識、その性格をつねに同じ高さに置いている」と。⁽⁴⁾しかし他方で、ビューローは自分が宰相を務めている間はそのような事件は起り得ないと述べて、暗にホーエンローエ時代のポゾドフスキの勝手な行動は自分のところでは認められないのだという釘をさすことも忘れなかったのである。

この事件の後遺症として、ポゾドフスキは内政の分野での宰相の実行機関にすぎないというような格下げされた意識を持つようになり、以後ビューローとの間がいま一つしっくり行かなくなってしまう。もう一つの後遺

症は、中央連盟との関係に現れた。当初ポザドフスキは、経済的統一と結集政策のために一八九七年の経済委員会の設立に際しては中央連盟をそのメンバーに入れ、工業家への配慮を示した。しかしポザドフスキにしてみれば、このような配慮は工業との、あるいは企業家の利益を優先するという気持ちから生じたものではなく、ドイツ国内の生産諸階級の統一のために、社会民主党の勢力増大に対抗してそれらを結集するという一段高い目標から行われたのであった。従ってその後同じ目標の実現のため、今度は社会政策の問題へ傾斜することになった時、中央連盟との距離は大きくならざるを得なかった。⁽⁵⁾これを中央連盟の側から見ると、それはまさしくポザドフスキの裏切り行為と映じたのであって、おそらくこの事件は、そうしたポザドフスキの中央連盟からの離脱過程で、中央連盟の総務部長ビュック氏による一種の見せしめの効果を狙った暴露戦術ではなかったかと推定される。

これ以後ポザドフスキは、工業家の利益集団への依存関係という疑惑を払拭するために、意識的に中央連盟とは一切かかわりを持たないようにした。一方ではビューローとの感情的なずれと他方では工業家の中央連盟との反目から、ポザドフスキはむしろ孤立した政治家として社会問題に取り組むことになった。

- (1) Zitiert bei: Leopold von Wiese, Posadowsky als Sozialpolitiker—Ein Beitrag zur Geschichte der Sozialpolitik des Deutschen Reiches, Köln 1909, S. 113.
- (2) "Vorwärts" vom 25. Nov. 1900, zitiert bei: M. Schmidt, op. cit., S. 123.
- (3) Ibid., S. 123, Anm. 291a.
- (4) Sten. Ber., 10. Leg. Per., 2. Session, 7. Sitzung am 24. 11. 1900, Bd. 179, S. 138-9.

四 新通商条約の成立とポザドフスキ

一八九七年一月にポザドフスキが帝国内務省の指導を任されて以後、結集政策のスローガンのもとで一貫してかかわってきたテーマの一つは、新経済政策の基盤づくりのための通商条約の関税率改定の問題であった。そして一九〇二年一二月新関税率法案が議会の承認を得るまで、それはポザドフスキ個人の考え方と密接に結びついていた。確かにこの仕事は、ポザドフスキ個人の努力によって達成されたものではなく、さまざまな団体、とりわけ新しい関税率の形成にインタレストをもつ経済グループや政治グループの闘い、取引ぎ、妥協の中から生まれた。なかでも一九〇〇年まではミーケルが、それ以降は新宰相ビューローが政治的イニシャティブを握っていた。しかしこれらの限定のもとではあるが、われわれは、ポザドフスキを一九〇二年の新関税率の固有な創出者と見なすことが出来る。それは、前述のごとくポザドフスキが、就任早々、新しい経済政策のために「経済委員会」を設置し、そこで関税率改定を行う上での客観的な準備を十分積んできたことによる。彼は、この委員会へのさまざまな種類の幅広い経済グループの参加と広範囲にわたる統計的調査によって、ドイツ経済の生産についての確かな見通しを得るのに成功した。⁽¹⁾

ところで、新通商条約の形成にあたって最も大きな争点は、二重関税率か統一関税率かにあった。二重関税率の要求は、農業と工業の一部がその生産物に強力な保護を与えるために、最高と最低の二重の関税率をあらかじめ設定し、この枠の中で政府は新通商条約の交渉にあたるというものである。けだしこのシステムの賛同者の主

張によれば、最低関税率が法的根拠を持つならば、通商条約の交渉者は外国の相手にたいし自分の意思によってこれ以上譲歩出来ない旨示すことが出来、従って外国の要求にたいする防波堤になる。これにたいし統一関税率の要求は、主として自由貿易派の輸出業者から出された。彼らの主張によれば、いかなる交渉の相手国も、他国が勝手に決めた最低関税率を受け入れようとはほしんであろうから、そもそも二重関税率では通商交渉は成立しない。そしてもし通商条約が成立しない状態が発生するならば、それは、当然のことながら、輸出阻止的影響を持つことになるであらう。⁽²⁾ポザドフスキは、当初は農業家のインタレストに近い二重関税率システムの立場をとっていたことが推定される。なぜならポザドフスキの指導する経済委員会では、産業が国内市場で競争能力があり、しかも輸出能力もあるためにはどのような最低関税率が必要であらうかという問題と、通商条約の交渉にとつてどのような関税政策的割増金が必要であるかという問題の検討が専門委員会に委ねられたが、これは明らかに最高と最低の二重関税率のシステムを前提とした考え方であったからである。ところが、一九〇〇年頃からその立場に若干ニュアンスの変化が見られた。一九〇一年一二月に表明されたポザドフスキの立場は、⁽³⁾二重関税率の長所を承認するが、そのさい最低関税率はどのような条件のもとでもよいのではなく、通商条約が締結せられるという前提のもとでのレベルでなければならぬという条件付きであった。ポザドフスキが二重関税率システムを擁護しつつも、通商条約締結の成否に力点を移していったのは、少なくとも次の三つの事情が作用していたと考えられる。第一は、一九〇〇年六月に経済委員会の統計的作業が終了したことによって、その成果を無にしたためになんとしてでも通商条約交渉を成立させたいという気持ちが強くなってきたこと。第二は、ビューローの帝国宰相就任によって、政府・官庁の内部に外交政策優先の考え方が支配的となり、それに押され

たことである。新宰相ビューローの立場は必ずしも明確ではなかったが、しかし経済委員会の作業終了と同時に表面化した官庁の間の対立のなかでは否応なしに旗幟を鮮明にせざるを得なくなった。すなわち、経済委員会の専門委員会の討議と提案は、農業の要求をできるだけ考慮しようという帝国内務省（とポザドフスキ）の内政的な配慮に制約されていたが、この提案が大蔵省と外務省の審議にまわされた後は、もはや内政的観点からばかりではなく、通商条約が実際に締結されるか否かという観点が優先するようになった。これらの帝国官庁のところでは、国内の個々の営業グループの経済的欲求にたいする配慮という観点からではなく、交渉相手国との条約締結可能な関税率の形成——従って高率関税の忌避——に関心が集中した。⁽⁴⁾このような状況のもとで、ビューローの立場は外務省出身の新宰相として統一関税率支持派に数えられた。一九〇一年三月五日の帝国議会においてビューローが自らの経済政策プログラムを発表した時、この問題について次のように語った。それは、彼が穀物の関税率の引上げを避けられまいと考へてはいるが、しかし同時に、この引上げは工業の給付能力と輸出能力の維持と労働者の生活条件の維持を十分考慮しなければならないし、ここに関税率改正の本来の目的がある、と。⁽⁵⁾そして最後に——第三に——、農業者の露骨な利害政策的要求にたいしポザドフスキ自身が次第に距離を置かざるを得なくなったことである。この間の事情を若干説明しよう。経済委員会の作業過程で、農業者の組織と政党が、穀物2ツェントナーあたり最低7と1マルクの関税率を要求したのにたいし、作業終了前後から経済的利害関係者の間で明らかに関税率の高さをめぐる議論が再燃してきた。⁽⁶⁾まず工業家のグループから二重関税率にたいする懸念が出された。また自由貿易派は、農業者の高率関税とこれを正当化しようとした経済委員会の作業に激しく反発し、一九〇一年一月一〇日にベルリンに通商協定協会 (Handelsvertragsverein) を設立した。この組織の課題

は、通商条約政策の前進を保証し、二重関税率システムにたいする反対闘争を展開することにあつた。こうした自由貿易派の巻き返しに押されて、農業家グループは再び次第に孤立化せざるを得なくなつた。これは、とりわけ一九〇一年のミーケルの辞任と死去（九月八日）によって決定的となつた。ミーケルの辞任は、農業家グループがプロイセン国務省の内部で農業家のインタレストを擁護する有力者を失つたことを意味したが、そればかりではなく事態は、国民自由党の代議士で工業家でもあるフォン・メラ（von Miller）がプロイセン商務大臣に就任したることによって一層明白になつた。ただしメラは、以前から農業家の要求の反対者として知られていたが、そのプロイセン商務大臣への任命は、まさしくビューローの意向を示すものであつたからである。

ビューローは、帝国内務省に關係当局の代表者を集め、自ら議長となつて会議を進めたが、そこでは原則として二重関税システムは採用しないが、農業家の同意を得るための妥協策として四種の主要農産物（ライ麦、小麦、カラス麦、ビール麦）にたいしてのみ例外的に二重関税が認められた。⁽⁷⁾ポザドフスキにとってこの決定は、彼が当初考へていた二重保護関税システムが採用されなかつたことを意味したが、しかし部分的にも農業家のインタレストが守られたことで一応の納得を示した。むしろポザドフスキは、農業家のあまりにも高い関税率要求にたいする他の官庁と帝国議會諸政党からの反発を危惧したのであつた。この結集政策家にとって、社会民主党にたいする闘争のなかで帝国議會のブルジョア諸政党と保守党が、そして帝国のすべての官庁が一致してこの法案に賛成することが何よりもまず考慮しなければならないことであつたからである。法案の審議過程で、保守党はポザドフスキに巻き返しを期待したが、ポザドフスキは、この法案は農業家にとって現状で考えられる最も都合な解決であつて、農業家的意味での変更は問題にならないと主張した。⁽⁸⁾工業家サイドは、農業家の敵と見なされて

いた帝国の大蔵大臣フォン・ティレマン(von Tiliemann)やプロイセンの商務大臣メラーを先頭にして積極的に法案の成立に努めたが、その努力が効を奏して法案はほとんど変更なしに一九〇二年二月一四日に採決された。⁽⁹⁾

- (1) Sten. Ber., 10. Leg. Per., 2. Session 1901/1903, 103. Sitzung am 3. 12. 1901, in: J. Penzler, op. cit., II, S. 524ff.
- (2) Adolf Wermuth, Ein Beamtenleben—Erinnerungen, Berlin 1922, S. 222ff.
- (3) Sten. Ber., 10. Leg. Per., 2. Session 1901/1903, 141. Sitzung am 12. 12. 1901, in: J. Penzler, op. cit., II, S. 551f. なお、ボザンノスキの関税法案に対する態度は、一九〇一年十二月二日の帝國議會演説のほか、十二月三日の演説の中にも見られる。Vgl. Sten. Ber., 10. Leg. Per., 2. Session 1901/1903, 103. Sitzung am 3. 12. 1901, in: J. Penzler, op. cit., II, S. 524ff.
- (4) A. Wermuth, op. cit., S. 223.
- (5) Sten. Ber., 10. Leg. Per., 3. Session, 61. Sitzung am 5. 3. 1901, Bd. 180, S. 170f.
- (6) 大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』岩波書店、一九八二年、二〇一—二〇二ページ参照。
- (7) A. Wermuth, op. cit., S. 223-4.
- (8) "Kreuzzeitung" vom 5. 7. 1902, Nr. 310 und vom 27. 7. 1902, Nr. 347, in: M. Schmidt, op. cit., S. 133, Anm. 317.
- (9) A. Wermuth, op. cit., S. 225ff. 関税法案の逐条的検査は、Julius Walter Holländer=Grunnewald, Der deutsche Zolltarif von 1902—Das Wichtigste über seine Entstehungsursachen und seine Gestaltungsbedingungen, in: Schmollers Jahrbuch, 37. Jg., 3. Heft, 1913, S. 305ff.

五 結 び

新関税率を定めた法律は、結集政治家ポザドフスキにとって、ドイツの経済政策の次の十年の確固たる基礎を作り出すものであったが、しかしこのようなドイツ側からの一方的な関税率の確定は、他の国との交渉の際に大きな障害になるであろうことは十分予想された。しかもカプリーヴィの時代の通商条約交渉に比べると、状況は著しく困難であった。かつてのドイツ側交渉者は、はじめから自国の穀物関税の値下げを持ち出して、相手国の譲歩を引き出すことが出来た。しかし今回のドイツ側代表は、一定の高率保護穀物関税をはじめから相手国に承認させる必要があったばかりでなく、これを越えて工業生産物のための販路をひらかねばならなかったのである。

通商条約交渉の準備は帝国外務省が担当し、内務省は最初から後方に追いやられていた。その際、帝国外務省、帝国財務省、プロイセン商務省は、今回の通商条約の締結を成功させるために、はじめから譲歩も辞さない構えであったが、帝国内務省、プロイセン農林省、プロイセン大蔵省はこれによってドイツの生産物が不利益を蒙るのを防止したいという気持ちが強かった。こうした官庁間の思惑の違いをはらみながら、各国との通商条約の交渉が始まった。まずロシアとの交渉は失敗したが、次に一九〇四年春のイタリーとの交渉は成功し、ベルギーとスイスがこれに続いた。オーストリア・ハンガリーとの交渉はウィーンで行われたが、宰相ビューローはとくにこの交渉をポザドフスキに委ねた。¹⁾ビューローがどのような意図でこの困難な交渉をポザドフスキに委ねたのかは不明だが、しかしいずれにせよ、ここではポザドフスキは、その豊富な経済的知識にも拘らず、外交には

適してないことが直ちに明らかになった。ビューローの推察するところによれば、⁽²⁾その原因は、ポザドフスキが「枢密院の物知り顔」よろしく、オーストリア・ハンガリーの側で要求してきた二重システムの欠陥を述べ立て、交渉相手側の気分を悪くしたり、あるいはポザドフスキが大臣のヴェーデル男爵を援護しなかったとして非難し、内輪もめを露呈したことにあった。こうしたことで、ポザドフスキの指導のもとでは、協定の成立は著しく困難であると判定された。かくして、ビューローはポザドフスキを解任し、代って自分自身が交渉に乗りだし、成立に漕ぎ着けたのであった。しかしポザドフスキの失敗の原因については、ポザドフスキの下でこの交渉を担当した内務省次官のヴェルムートの叙述がおそらく真実に近いのではないかと考えられる。⁽³⁾ヴェルムートは、交渉失敗の原因をオーストリアとハンガリーの利益の反目のうちに見い出している。つまり、オーストリア側は工業の欲求を持ち、ハンガリー側は農業に欲求を持っていたが、この二重の欲求の十字架のもとで、外交上の訓練も経験もない内務省長官が二重システムについて否定的判断に達したとしても不思議ではなかった、と。とすると、ビューローがポザドフスキをこの交渉のドイツ側代表に選んだ事情について、彼が自分の得意な外交の分野で、ポザドフスキの無能力を暴露し、その立場を悪くするのにこの機会を利用しようとしたのではあるまいかという推察が成り立つのである。その詮議はさて置くことにして、いずれにせよ、この条約締結によってポザドフスキの任務は終了したかに見えた。ヴェルムートは、後にその回想録のなかで、条約締結後は長官の仕事は内面的に終了していたので、彼にとって引退の時期であった、という感想を述べている。「ポザドフスキがその時期を正しく認識していたら、彼は通商条約の締結直後に引退していたに違いない」と。⁽⁴⁾確かにポザドフスキが内務省長官に就任した当時抱いていた経済政策課題、つまりドイツ農業の困窮を救済することが国家の政策的義

務であるという信念は、この新通商条約の締結によってほぼ実現したし、また帝国宰相ビューローも条約締結の過程でポザドフスキの実務能力を評価したが、条約締結後もそのまま官職にとどまることについては問題なしとしないという態度であった。しかしそれにも拘らず、その後五年間にわたって、ポザドフスキは帝国内務省長官の職にとどまり、国家社会政策の領域で積極的な役割を果たすことになった。この時期のポザドフスキは、農家からも保守党からも、また政府からも工業家からも孤立したために、ただブルジョア諸政党との協力関係のみを頼りに、彼の社会政策的立場の転向の当然の帰結として、以後、社会政策的活動に没頭していったと考えられるのである。

(1) B. F. v. Bülow, op. cit., Bd. 2, S. 48.

(2) Ibid., S. 49.

(3) A. Wernuth, op. cit., S. 250f.

(4) Ibid., S. 254.

〔付記〕 本研究は、一九八九年度成城大学教員特別研究の成果の一部である。